



○平成23年（2011年）介護保険法改正

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組を進める。

1. 医療と介護の連携強化
2. 介護人材の確保とサービス向上
3. 高齢者の住まいの整備等
4. 認知症対策の推進
5. 保険者による主体的な取組の推進
6. 保険料の上昇の緩和

○平成26年（2014年）介護保険法改正

（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律）

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、医療法、介護保険法等の関係法律について所要の整備等を行う。

1. 新たな基金の創設と医療・介護の連携強化（地域介護施設整備促進法等関係）
2. 地域における効率的かつ効果的な医療提供体制の確保（医療法関係）
3. 地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化（介護保険法関係）

○平成29年（2017年）介護保険法改正

（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律）

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにする。

地域包括ケアシステムの深化・推進

1. 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進（介護保険法）
2. 医療・介護の連携の推進等（介護保険法、医療法）
3. 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法）